# 令和7年度

三浦市自動車騒音常時監視 • 面的評価等業務委託

仕様書

#### 1 目 的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、三浦市内における自動車騒音の状況を常時監視するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発110914001 号 環境省水・大気環境局長通知)、「自動車騒音常時監視マニュアル」等に基づき、主要幹線道路における道路条件、沿道条件等を踏まえ環境基準達成状況を把握し、今後の道路環境の各種施策への反映を図る資料とする。

## 2 履行期限

契約締結日から令和8年3月6日まで

#### 3 業務内容

特記事項 I 及びⅡによる。

#### 4 準拠法令等

本業務は下記の関係法令等に基づき、本仕様書ならびに契約書により実施する。

- (1) 「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)
- (2) 「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号)
- (3) 「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号)
- (4) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)
- (5) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発 110914001 号)
- (6) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」(平成 27 年 10 月 環境 省)
- (7) 「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成27年10月 環境省水・大気環境局)
- (8) その他関係法令等

## 5 貸与資料

本業務の遂行にあたり、三浦市は受託者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 都市計画図
- (2) 騒音に係る環境基準類型に関する資料
- (3) 最新年度版の三浦市住宅地図 (Zmap-Town II, 株式会社ゼンリン)
- (4) その他業務遂行上必要と認められた資料
- ※1 面的評価にあたり、面的評価用パソコン、面的評価支援システム(環境省)、数値地図 25000 (空間データ基盤)(国土地理院)、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査データ、および GIS エンジン (㈱KERNEL 社製 Activemap for NET) は、受託者が準備することとする。

### 6 業務責任者及び作業要件

受託者は本業務の意図及び目的を理解した上で、十分な知識、技術、経験を有する業務責任者を定め、三浦市に届け出ることとする。業務責任者は、本業務全般を統括し、技術的管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

また、本業務は騒音規制法第 18 条(自動車騒音常時監視マニュアル)を正しく理解するとともに、本市の政策運営に資する水準で詳細に実施する必要があるので、履行にあたっては以下の取り組み体制を整え、品質確保に取り組むこと。

- (1) 環境計量士(騒音・振動関係)の資格を有する者を業務責任者として配置できること。
- (2) IS09001:2015 の認証を取得していること。
- (3) 平成24年度以降に官公庁が発注した自動車騒音常時監視業務を受託した実績があること。

## 7 提出書類

- (1) 受託者は、本業務の着手前に以下の書類を提出しなければならない。
  - ア 業務着手届
  - イ 業務責任者届
  - ウ 工程表
  - エ その他三浦市が必要とする書類
- (2) 受託者は、仕様書に示す成果品及び資料の整備がすべて完了した上で以下の書類を提出する。
  - ア 業務完了届
  - イ 請求書
  - ウ その他三浦市が必要とする書類

#### 8 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者は、三浦市と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務責任者は、仕様書に定めのない事項のほか、業務履行にあたって疑義が生じた場合、 速やかに三浦市と協議し、定めるものとする。

#### 9 調査日程等

調査日、調査時間等については、別途協議の上、指示するものとする。また、調査地点及び 調査地点数等は、協議により両者の合意が得られた範囲内で変更できるものとする。

#### 10 関係官庁への手続き等

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、三浦市が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく三浦市に届け出なければならない。

#### 11 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、三浦市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、垣、柵等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ三浦市に報告するものとし、三浦市の指示を受けて所有者の承諾を得るようにするものとする。

### 12 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、この仕様書に示す成果品を早急に提出し、三浦市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、三浦市の提示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

#### 13 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、三浦市に帰属するものとし、三浦市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。

#### 14 検査

- (1) 受託者は三浦市担当者の立会いのもとに以下の検査を受けるものとする。
  - ア 成果品の検査
  - イ 業務等管理状況の検査
- (2) 電子納品物の確認検査は、面的評価支援システムで電子データのエラーチェックをし、エラーがないことを PC 上で相互に確認したことをもって、電子データの納品確認とする。
- (3) 成果品に欠陥が発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。
- (4) 委託期間終了後に不備が発覚した場合でも、誠意をもってこれの補修にあたること。

#### 15 契約変更

三浦市は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 三浦市と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

#### 16 一時中止

次の各号に該当する場合において、三浦市は、受託者に必要と認める期間、業務の一部又は 全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行を不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適当または不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

## 17 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 18 再委託の禁止

原則として、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### 19 その他

- (1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 受託者は、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システム及び 当該システムの稼働環境の改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (3) 受託者は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」及び自動車騒音常時監視報告要領(環境省水・大気環境局自動車環境対策課)の改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (4) 受託者は、成果品等全て正常な状態で三浦市に返却、提出すること。
- (5) 受託者は、当該仕様書、また仕様書に定めのない事項のほか業務遂行にあたって疑義が生じた場合、三浦市と十分に協議を行うこと。

## 特記事項

#### I 騒音等調査

#### 1 道路調査

別紙1の評価区間について、道路構造条件、騒音対策状況、交通流等を調査する。また、街 区ごとの地表面種類を調査してとりまとめる。

#### 2 沿道調査

別紙1の評価区間について、道路端から50mの範囲内について、住宅地図及び現地調査により、住宅等の状況(集合住宅の階数及び戸数等)を把握する。

## 3 騒音調査

別紙1の評価区間について、自動車騒音、背後地騒音、交通量等を測定する。測定地点の選定については、受託者が現地踏査を行い、面的評価を行う上で最適と思われる地点を提案して、 三浦市と協議して決定する。

#### (1) 騒音測定

#### ア 道路近傍騒音レベル

道路の近傍に騒音計を設置して 24 観測時間 (L<sub>Aeq, 10min</sub>) について調査する。測定項目は 以下のとおりとする。

- 昼間 等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>, 16h)
- 夜間 等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>, 8h)
- 時間率騒音レベル(L<sub>A5</sub>・L<sub>A10</sub>・L<sub>A50</sub>・L<sub>A90</sub>・L<sub>A95</sub>)
- · 最大値 (L<sub>Amax</sub>)

### イ 背後地騒音レベル

道路の背後地(50m付近)に騒音計を設置して、道路近傍騒音及び交通量調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間で実測時間10分間(L<sub>Aeq</sub>, 10min)について測定する。測定項目は以下のとおりとする。

- 昼間 等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>, 1h)
- 夜間 等価騒音レベル(L<sub>Aeq, 1h</sub>)
- 時間率騒音レベル (L<sub>A5</sub>・L<sub>A10</sub>・L<sub>A50</sub>・L<sub>A90</sub>・L<sub>A95</sub>)
- · 最大値 (L<sub>Amax</sub>)

## (2) 交通量測定

騒音測定と同一地点(道路近傍)において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間(実測時間10分以上)について測定する。測定項目は以下のとおりとする。

- ・ 昼間交通量(上下別・車種別(大型車I、大型車II、小型車、二輪車):10分)
- ・ 夜間交通量(上下別・車種別(大型車I、大型車II、小型車、二輪車):10分)

## (3) 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点(道路近傍)において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間帯に上下別に10台程度のサンプル測定し、走行速度を計測する。

- · 昼間平均速度(上下別・車種別(大型車、小型車):10台)
- ・ 夜間平均速度(上下別・車種別(大型車、小型車): 10 台)

#### Ⅱ 面的評価支援システムによるデータベース構築

#### 1 初期設定

- (1) 初期設定 面的評価支援システムを使用するため、以下の項目について初期設定をする。
  - ア 都道府県・市町村コード
  - イ GIS地図(地図設定)
  - ウ縮尺率
  - エ 画面表示
  - 才 基準年度
  - カ 評価基準
  - キ 評価対象道路
  - ク 都市計画用途地域
  - ケ 環境基準類型指定地域
  - コ 道路に面する地域
  - サ 距離帯
  - シ 建物階数高さ
  - ス 建物用途
  - セ 環境基準類型毎の残留騒音設定
  - ソ 背後地騒音推計式
  - タ 騒音レベル等高線図
  - チ 評価区間状況
  - ツ 街区状況
  - テ 建物状況
  - ト 環境 GIS 設定
  - ナ 騒音レベル実測補正

#### 2 要素設定

- (1) 道路設定
  - ア 道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。オブジェクトに対し8種類まで の道路の属性情報(道路種別、道路名称(路線名)、変更履歴等)を入力する。

イ 標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。 作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。

ウ 道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス線形 オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を入力する。

#### (2) 沿道設定

ア 市町村エリアの設定

市町村エリアオブジェクトを作成し、市町村エリア情報を入力する。

イ 都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成する。

ウ 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

エ 評価区間の設定

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形 オブジェクトを作成し、評価区間情報(評価区間番号・道路種別・道路名称(路線名)・セン サス番号・上下コード(上り・下り・その他))を入力する。道路横断面を作成し、情報を入 力する。

オ 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

カ 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト (評価用・表示用)を作成し、評価区間情報と関連付ける。

キ 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

ク 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

ケ 街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。 道 路横断面を作成し、情報を入力する。

コ 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報(番号・建物用途・構造)を入力する。 建物属性 (建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等)を把握し、窓面 位置はデフォルトとする。

サ 立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

シ 印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ(スケール1/1500,5000,12500,25000,50000,500000)を作成する。

ス 現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート・建物図を作成する。

#### (3) 騒音設定

ア 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報(年度・騒音測定箇所番号・定点/準定点/例外的実測) を入力する。 道路横断面を作成し、情報を入力する。

イ 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

#### 3 騒音推計

## (1) 騒音推計前

ア 騒音基準位置の設定

基準点(オブジェクト)の位置を設定し、測定データの選択をする。

イ 騒音レベルの設定

基準点騒音レベルおよび残留騒音レベルを設定する。

ウ 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ(道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、 騒音観測・非観測区間区分)を作成する。

#### (2) 騒音推計

ア データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

イ 沿道情報

入力した沿道情報(評価区間・街区・都市計画用途地域等)を画面上で確認する。

ウ データ照査・諸元

入力したデータ(密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布)を画面上で確認する。

工 推計

"ASJ RTN-Model2008" 日本音響学会道路交通騒音予測モデルによる背後地建物の騒音推計(詳細調査)をする。

(7) 建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、"ASJ RTN-Model 2008"日本音響学会道路交通騒音予測モデル推定式に基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には0,15,25,35,45mとする。なお、独立(戸建て)住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

#### (4) 建物・近接/非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間または非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

#### (ウ) 環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接/非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集」の結果:「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

## オ 常時監視フォーマット作成

自動車騒音常時監視結果報告(環境省水・大気環境局)を作成する。

カ 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ(騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル 等高線図・騒音レベル減衰横断図等)を作成する。

#### 4 過年度データの扱い

- (1) 過年度データが適切に更新されていることの確認を行い、修正が必要と考えらえる箇所については市と協議のうえ適宜修正を行う。
- (2) 前年度までのデータを当該年度データに移行したデータに、当該年度の調査結果及びデータを入力する。
- (3) 過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行い、交差した過年度の評価区間については「評価の実施年度」を当該年度に変更すること。

## 5 報告書作成

- (1) 常時監視報告書 面的評価結果等を取りまとめて常時監視報告書を作成する。
- (2) 常時監視フォーマット 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告(環境省水・大気環境局) を作成する。
- (3) 環境 GIS フォーマット 令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告(環境省水・大気環境局) に基づき、環境 GIS フォーマットを作成する。

## 6 成果品

成果品は別紙2のとおりとする。

7 面的評価支援システムの基本機能

面的評価支援システムの基本機能は別紙3のとおりとする。

## 別紙1

## 自動車騒音面的評価調査 今回実施地点

一連番号	センサス 調査単位 区間番号	路線名	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間延長 (km)	騒音発生 強度の把 握方法
1	18030	一般国道 134 号線	三浦市南下浦町上宮田 506-20 付近 (市境)	三浦市南下浦町上宮田 3348 付近 (三浦海岸交差点)	1. 3	実測
2	18040	一般国道 134 号線	三浦市南下浦町上宮田 3348 付近 (三浦海岸交差点)	三浦市南下浦町菊名 1247 付近 (引橋交差点)	2.8	実測

<sup>※</sup>令和3年度全国道路・街路交通情勢調査の番号及び数値を記載。

## 成果品

	1/\Luu	_	1	
名 称	サイズ	部数	備考	
I 報告書				
1 報告書本編	A 4 紙	2部	簡易製本	
(1) 現地調査結果				
(2) 面的評価結果				
2 資料編				
(1) 令和7年度自動車騒音常時監視結果報	A 4 紙	2部	自動車騒音常時監視結 果報告要領(環境省水・	
告				
アー様式				
イ 詳細図			大気環境局)の様式に準じる。	
(騒音測定地点の平面図・横断図)			+000	
ウ 現地調査写真集			カラー	
エー計量証明書				
Ⅱ 環境省報告				
1 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告	CD-ROM	一式	自動車騒音常時監視結	
(1) 様 式			果報告要領(環境省水・	
(2) GIS データファイル			大気環境局)の様式に	
(3) 詳細図			準じる。	
(騒音測定地点の平面図・横断図)				
Ⅲ システム			面的評価支援システム	
1 オブジェクト・データベース	CD-ROM	一式	に登録したオブジェク	
			トデータ	

### システム機能一覧

#### 初期設定

#### 1. 初期設定

- 1. 都道府県・市区町村コード
- 2. GIS地図
  - (1) 地図設定
- 3. 縮尺率
- 4. 画面表示
- 5. 基準年度
- 6. 評価基準
- 7. 評価対象道路
- 8. 都市計画用途地域
- 9. 環境基準類型指定地域
- 10. 道路に面する地域
- 11. 距離帯
- 12. 建物階数高さ
- 13. 建物用途
- 14. 環境基準類型毎の残留騒音設定
- 15. 背後地騒音推計式
- 16. 騒音レベル等高線図
- 17. 評価区間状況
- 18. 街区状況
- 19. 建物状況
- 20. 環境 G | S設定
- 21. 騒音レベル実測

#### 3. 沿道設定

- 1. 市区町村エリア
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) 情報入力
  - (3) データチェック
  - (4) 最適化
- 2. 都市計画用途地域
  - (1) 第一種低層住居専用
  - (2) 第二種低層住居専用
  - (3) 第一種中高層住居専用 (4) 第二種中高層住居専用
  - (5) 第一種住居
  - (6) 第二種住居
  - (7) 準住居
  - (8) 近隣商業
  - (9) 商業
  - (10) 準工業
  - (11) 工業
  - (12) 工業専用
  - (13) 都市計画区域内用途未指定
  - (14) 都市計画区域外
  - (15) 都市計画用途地域の種類変更
- 3. 環境基準類型指定地域
  - (1) オブジェクト作成(自動)
  - (2) オブジェクト作成 (手動)
- 4. 評価区間
  - (1) 区切り作成
  - (2) オブジェクト作成
  - (3) 情報入力
  - (4) 標準断面設定
  - (5) データチェック
- 5. 道路端
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) 情報入力
- 6. 道路に面する地域
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) 情報入力
  - (3) 番号オブジェクト移動

#### 要素設定

#### 2. 道路設定

- 1. 道路平面線形要素
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) 情報入力
  - (3) 一覧表示
- 2. 標準断面
- 3. 道路交通センサス区間
  - (1) 区切り作成
  - (2) オブジェクト作成
  - (3) 道路交通センサスデータ整理
  - (4) 情報入力
  - (5) 一覧表示
- 4. データチェック
- (1) オブジェクトデータ
  - (2) 標準断面
  - (3) 最適化
  - (4) データチェック
  - (5) 最適化
- 7. 距離帯
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) データチェック
  - (3) 最適化
- 8. 近接空間
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) データチェック
- 9. 街区
  - (1) 区切り作成
  - (2) オブジェクト作成
  - (3) 情報入力(4) 区間延長取得
  - (5) 標準断面設定
  - (6) データチェック
  - (7) 最適化
- 10. 建物
  - (1) オブジェクト作成
  - (2) 情報入力
  - (3) 番号オブジェクト移動
  - (4) 建物属性把握
  - (5) 窓面位置設定
  - (6) データチェック
- 11. 立地密度
- 12. 印刷用メッシュ作成
- 13. 現地調査用データ作成
  - (1) 沿道条件の把握チェックシート出力
  - (2) 評価区間チェック表エクスポート(3) 評価区間チェック表インポート
  - (4) 建物チェック表エクスポート
  - (5) 建物図印刷

#### 4. 騒音設定

- 1. 騒音測定地点
  - (1) 騒音測定地点
  - (2) 断面設定
- 経音測定データ
  データ入力
  - (2) データー覧表示
- 3. データチェック
  - (1) オブジェクトデータ
  - (2) 標準断面
  - (3) 騒音測定データ整理表
  - (4) 最適化

#### 騒音推計

- 5. 騒音推計前
  - 1. 騒音基準位置
    - (1) 騒音基準位置設定
    - (2) 騒音測定データ選択
  - 2. 騒音レベル
    - (1) 基準点騒音レベルの推計
    - (2) 基準点騒音レベルの確定
    - (3) 残留騒音レベルの確定
  - 3. 表示用レイヤ作成
    - (1) 道路近傍騒音レベル
    - (2) 残留騒音レベル
    - (3) 騒音観測・非観測区間区分
- 6. 騒音推計
  - 1. データチェック
    - (1) オブジェクトデータ
    - (2) データ項目
    - (3) 最適化
  - 2. 沿道情報
  - 3. データ照査・諸元
  - 4. 推計の実施
  - 5. 常時監視フォーマット作成
    - (1) 建物ごとの騒音レベル別住居等 戸数整理表集計
    - (2) 常時監視フォーマット作成
  - 6. 一括表示用レイヤの作成
    - (1) 騒音暴露状況の住居等別の一括 表示
    - (2) 環境基準達成状況の評価区間別 の一括評価
    - (3) 騒音レベル等高線図
    - (4) 騒音レベル減衰横断図

#### 結果活用

- 7. 分析・活用
  - 1. 騒音暴露状況の住居等別の一括表示
    - (1) 表示/印刷
    - (2) 集計結果一覧表示
  - 2. 環境基準達成状況の評価区間別の一

括評価

- (1) 表示/印刷
- (2) 集計結果一覧表示
- 3. 評価区間別の個別の住居等の騒音暴 露状況統計処理

(1) 集計

- 4. 騒音レベルの等高線図
  - (1) コンタ図
  - (2) 帳票
- 5. 騒音レベル減衰横断図
- 6. 沿道情報
- 8. 指定出力
  - 1. 常時監視フォーマット
    - (1) 常時監視フォーマット
    - (2) 位置図(騒音測定地点、評価区間)
    - (3) 詳細図(騒音測定地点の平面図・ 構断図)
  - 2. 環境GISフォーマット
    - (1) ファイル出力
    - (2) GISデータ読込み
    - (3) G I S データ確認
    - (4) データチェック
- 9. データ管理
  - 1. 入力・出力・印刷の管理
    - (1) 道路データ整理表
    - (2) 道路交通センサスデータ整理表
    - (3) 沿道情報データ整理表
    - (4) 建物データ整理表
    - (5) 騒音測定データ整理表
    - (6) 道路別建物状況整理表
    - (7) 建物ごとの騒音レベル別住居等 戸数整理表
    - (8) 常時監視フォーマット
  - 2. 過年度データの移行
  - 3. データ削除
    - (1) 過年度データ削除
    - (2) データー括削除
    - (3) リンクコード削除
- 10. ヘルプ
  - 1. ヘルプ
  - 2. 操作手順フロー
    - (1) 騒音発生強度の把握の方法「1」
    - (2) 騒音発生強度の把握の方法「2」
    - (3) 騒音発生強度の把握の方法「3」
    - (4) 騒音発生強度の把握の方法「4」
  - (5) 環境GISファイル作成
  - 3. 面的評価支援システムについて